

第115期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月25日(火曜日) 午前10時

開催場所

東京都昭島市拝島町4017-3
フォレスト・イン 昭和館 1階「桜林」
(裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。)

CONTENTS

第115期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告書	32
株主総会参考書類	36
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	

 昭和三井航空機工業株式会社

証券コード 7404

招集ご通知

証券コード 7404
2019年6月3日

株 主 各 位

東京都昭島市田中町600番地
 **昭和飛行機工業株式会社**
代表取締役社長 田 沼 千 明

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市拝島町4017-3
フォレスト・イン 昭和館 1階「桜林」
（裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第115期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告の内容及び連結計算書類の内容及びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第115期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる株主様は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
- ◎お手数で恐れ入りますが、当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.showa-aircraft.co.jp/>) に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.showa-aircraft.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎開会間際は混雑が予想されますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
 - ◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全般の概況

当期におけるわが国経済は、企業収益の向上や雇用情勢の改善などを背景に個人消費の持ち直しなどがあり、緩やかな回復基調で推移しました。一方、米中貿易摩擦問題や世界経済の不確実性、金融市場の変動が引き続き懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループ2018中期経営計画（18中計）の初年度である当期における業績は、輸送用機器関連事業及び不動産賃貸事業が順調に推移し、売上高254億4百万円（前期比11億44百万円、4.7%増）、営業利益23億87百万円（前期比2億19百万円、10.1%増）、経常利益22億16百万円（前期比3億80百万円、20.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億46百万円（前期比1億80百万円、16.9%増）となりました。

今後も、18中計で目指している「製造・不動産・サービス各事業のバランスのとれた業容拡大と利益率向上による持続的成長」を追求してまいります。

(2) セグメント別の概況

(輸送用機器関連事業)

防衛省向け車両艀装の売上が減少したものの、主力製品のタンクローリー等の特殊車両が好調に推移したこと、貨物機用ギャレーや航空機エンジン用の複合材部品の売上が増加したこと等により、当期の売上高は101億16百万円と前期に比べ9億37百万円、10.2%の増収となりました。セグメント利益は増収効果及び原価率の改善により3億82百万円と前期に比べ44百万円、13.3%の増益となりました。

(不動産賃貸事業)

商業施設モリタウンのリニューアル工事に伴う賃貸料収入の減少があったものの、新たに取得した福岡の賃貸用土地や昭島開発地区の新規賃貸施設の稼働により、当期の売上高は70億50百万円と前期に比べ1億36百万円、2.0%の増収となりました。セグメント利益は増収に加え光熱費等の経費を削減したことから23億83百万円と前期に比べ1億92百万円、8.8%の増益となりました。

(ホテル・スポーツ・レジャー事業)

ホテル事業においてインバウンド等による宿泊需要や企業等の研修・宴会需要が堅調に推移し、当期の売上高は45億12百万円と前期に比べ1億23百万円、2.8%の増収となりましたが、猛暑や台風等の天候不順によりゴルフ・スポーツ事業の利益率が低下し、セグメント損益は3億91百万円の損失（前期3億4百万円の損失）となりました。

(物販事業)

事業用サウナ等の温浴設備がホテルの新築・改修の着工件数増加により好調に推移したものの、特別養護老人ホームの新築延期等による介護入浴装置販売の減少、大型自動二輪車の販売低迷等により、当期の売上高は32億25百万円と前期に比べ1億6百万円、3.2%の減収となりました。一方、セグメント利益は経費削減を進め79百万円と前期に比べ22百万円、39.7%の増益となりました。

各セグメント別の売上高は次のとおりです。

事業分野	2017年度 第114期	2018年度 第115期 (当期)	前期比増減 (率)	
	百万円	百万円	百万円	%
輸送用機器関連事業	9,178	10,116	937	10.2
不動産賃貸事業	6,913	7,050	136	2.0
ホテル・スポーツ・レジャー事業	4,388	4,512	123	2.8
物販事業	3,331	3,225	△106	△3.2
その他	447	500	52	11.7
計	24,260	25,404	1,144	4.7

当社の単体の業績につきましては、売上高215億14百万円（前期比5.9%増）、営業利益22億62百万円（前期比14.1%増）、経常利益21億80百万円（前期比10.9%増）、当期純利益12億92百万円（前期比1.4%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当期中において実施いたしました設備投資は、総額53億円であります。
なお、主要な設備は次のとおりです。

(1) 当期中に完成・取得した主要設備等

①当社

モリタウン本館専門店南工区改修工事（不動産賃貸事業セグメント）
古賀土地（不動産賃貸事業セグメント）

②子会社

特にありません。

(2) 当期継続中の主要設備の新設、拡充

①当社

モリタウン本館専門店北工区改修工事（不動産賃貸事業セグメント）

②子会社

特にありません。

(3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

ゴルフ場クラブハウス建て替え予定（ホテル・スポーツ・レジャー事業セグメント）

3. 資金調達の状況

上記設備投資等の資金は、自己資金、借入金をもって充当しました。

4. 対処すべき課題

当社は、中期的な課題を「バランスのとれた業容拡大と利益率の向上による持続的成長の実現」として対処してまいります。

セグメント別には以下のとおりです。

- (1) 輸送用機器関連事業：製品ラインアップ拡充と販路開拓で売上を増大させ、生産体制と技術力の強化により利益率を向上
- (2) 不動産賃貸事業：新規不動産開発による収益拡大と将来の収益基盤の整備
- (3) ホテル・スポーツ・レジャー事業、物販事業：「昭和の森」のブランド力向上とお客様のニーズに合致した事業展開による業容拡大

これからも、コーポレートガバナンスの整備及び地域・社会活動の推進により、企業の社会的責任を果たし、より一層社会から信頼される企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

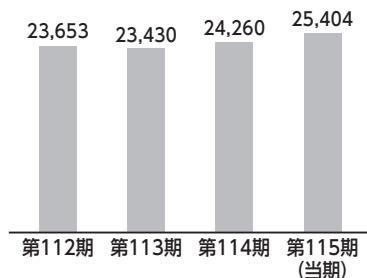
当期及び過去3年間の財産及び損益の状況は次表のとおりであります。

区 分	2015年度 第112期	2016年度 第113期	2017年度 第114期	2018年度 第115期 (当期)
売 上 高 (百万円)	23,653	23,430	24,260	25,404
営 業 利 益 (百万円)	1,364	1,892	2,167	2,387
経 常 利 益 (百万円)	1,085	1,684	1,836	2,216
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	687	1,079	1,066	1,246
1株当たり当期純利益	21円09銭	33円09銭	32円71銭	38円23銭
総 資 産 (百万円)	63,990	65,212	63,463	63,132
純 資 産 (百万円)	32,673	33,218	34,043	34,486
1株当たり純資産	1,001円78銭	1,018円50銭	1,043円82銭	1,057円38銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中毎月末発行済株式数による加重平均に基づき、また、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づいて算出しております。
2. 「税効果会計に係る会計基準の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第115期の期首から適用しており、第114期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用しております。

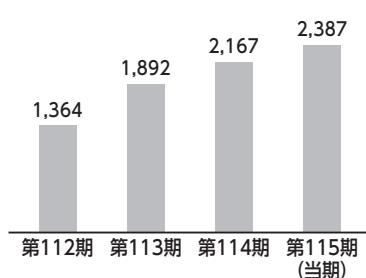
売上高

単位：百万円



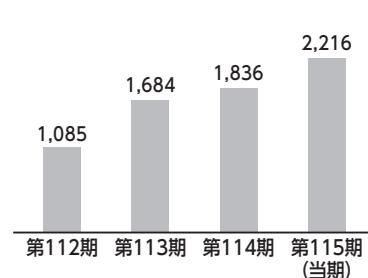
営業利益

単位：百万円



経常利益

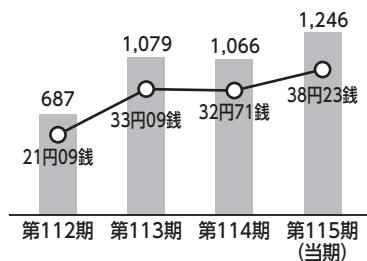
単位：百万円



親会社株主に帰属する当期純利益 1株当たり当期純利益

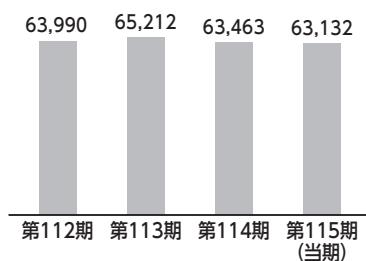
単位：百万円

■ 親会社株主に帰属する当期純利益
○ 1株当たり当期純利益



総資産

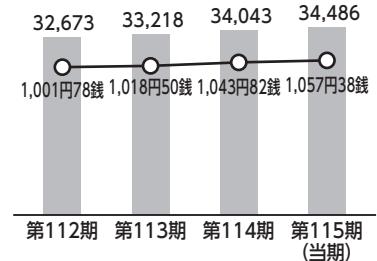
単位：百万円



純資産 1株当たり純資産

単位：百万円

■ 純資産
○ 1株当たり純資産



6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は(株)三井E&Sホールディングスであり、同社は実質的に当社の株式21,372千株（出資比率65.53%）を所有しております。また、当社は同社から兼務役員の派遣を受けております。

②親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社にCMS預貸制度（キャッシュ・マネージメント・システム）に基づき資金の預入を行っているほか、施設の一部を賃貸しております。

なお、CMS預貸制度に基づく資金の預入に当たっては、市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当性はあると考えております。

(2) 連結子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
昭和の森総合サービス(株)	百万円 20	% 100	ショッピングセンターの管理・運営等
昭和飛行機テクノサービス(株)	20	100	アフターサービス及びエンジニアリング業務、中古特装車の販売等
アーバンリゾート昭和の森(株)	100	100	ホテル・ゴルフコース・スポーツセンターの管理・運営等
昭和の森エリアサービス(株)	20	100	警備、清掃、保険代理店、訪問介護、介護用品販売等
ハーレーダビッドソン昭和の森(株)	10	100	大型自動二輪車の販売
昭和飛行機ビジネスコンサルタント(株)	10	100	製品の開発・製造の技術支援及びコンサルティング、派遣業等
(株)メトス	100	100	サウナ・暖炉・薪ストーブ・福祉機器の販売及び施工
Showa Aircraft Industry Philippines Inc.	千フィリピンペソ 44,000	100	大型旅客機用ハニカムパネル、ハニカム関連製品他の製造・販売

(3) 企業結合の経過
特にありません。

(4) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(5) その他
当社は、次のとおり技術提携を行っております。
ドイツ スピッツァ社 粉粒体バルク車製造技術の導入

7. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

輸送用機器関連事業

各種タンクローリー、各種バルク車等の特装車

非接触型給電システム

航空機機体部品、シェルター等のアルミ構造物、カート・ギャレー等の航空機機装品

アルミ、アラミッド、紙等のハニカムコア及びそのサンドイッチ製品

不動産賃貸事業

各種商業施設、事務所用ビル、物流施設、その他施設の賃貸及び管理

ホテル・スポーツ・レジャー事業

ホテル及びゴルフ場その他スポーツ・レジャー施設の運営

物販事業

サウナ、暖炉、薪ストーブ、福祉機器の販売及び施工

大型自動二輪車及びパーツ、アクセサリーの販売

その他

野菜事業、保険代理店、福祉介護事業、コンサルティング業務、派遣業ほか

8. 事業所 (2019年3月31日現在)

(1) 当 社

- ① 本 社 東京都昭島市田中町600番地
- ② 営業所 営業部 (東京都昭島市)
仙台営業所 (仙台市泉区)
中部営業所 (名古屋市名東区)
関西営業所 (大阪市西区)
- ③ 工 場 本社・工場 (東京都昭島市)

(2) 連結子会社

- 昭和の森総合サービス株式会社 (東京都昭島市)
- 昭和飛行機テクノサービス株式会社 (東京都昭島市)
- アーバンリゾーツ昭和の森株式会社 (東京都昭島市)
- 昭和の森エリアサービス株式会社 (東京都昭島市)
- ハーレーダビッドソン昭和の森株式会社 (東京都昭島市)
- 昭和飛行機ビジネスコンサルタント株式会社 (東京都昭島市)
- 株式会社メトス (東京都中央区)
- Showa Aircraft Industry Philippines Inc. (フィリピン)

9. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比
745名 (219名)	4名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当企業グループから当企業グループ外への出向者を除き、当企業グループ外から当企業グループへの出向者を含みます。
2. 従業員数欄の () は外数であり、臨時従業員の年間平均人員 (1日8時間換算) です。
3. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を含みません。

10. 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

(1) 当社の主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
三井住友信託銀行(株)	2,000
(株)百十四銀行	2,000
(株)三井住友銀行	1,682
(株)りそな銀行	1,058

(2) 子会社

特にありません。

II. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 33,606,132株 (自己株式991,416株を含む) |
| 3. 株主総数 | 2,461名 |
| 4. 大株主 | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三井E&Sホールディングス	16,241	49.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井E&Sマシナリー退職給付信託口)	4,186	12.83
MSIP CLIENT SECURITIES	2,110	6.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井E&Sホールディングス退職給付信託口)	945	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	785	2.41
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	736	2.26
フォスター電機株式会社	555	1.70
株式会社タチエス	535	1.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	315	0.97
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	312	0.96

- (注) 1. 持株数は千株未満を切捨ててあります。
2. 当社は、自己株式991,416株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井E&Sマシナリー退職給付信託口) の所有する当社株式は、(株)三井E&Sマシナリーが所有していた当社株式を三井住友信託銀行(株)に信託されたうえで、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)に再信託されたものであり、議決権行使の指図権は持株会社の(株)三井E&Sホールディングスに留保されております。
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井E&Sホールディングス退職給付信託口) の所有する当社株式は、(株)三井E&Sホールディングスが所有していた当社株式を三井住友信託銀行(株)に信託されたうえで、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)に再信託されたものであり、議決権行使の指図権は(株)三井E&Sホールディングスに留保されております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役社長	たぬま ちあき 田 沼 千 明	
専務取締役	ふくもち かつのすけ 福持 克之助	社長補佐及び開発推進部門担当 アーバンリゾート昭和三森(株) 取締役会長
常務取締役	おがわ ひでひこ 小川 英彦	リアルエステート事業部長
常務取締役	とみ たよしひこ 富田 義彦	管理部門長兼監査部門、調達部門担当
常務取締役	まさ き あきら 正 木 晶	輸送・機器事業部長
取締役	きのした たかひさ 木下 尚久	管理部門 副部門長兼同経理・財務部長兼同情報システム部長
取締役	はせ い まこと 長谷井 誠	輸送・機器事業部 副事業部長
取締役	ひら はた ふみおき 平畑 文興	昭島ガス(株) 代表取締役社長 昭島市商工会会長
取締役	なお え しゅんすけ 直江 俊式	
取締役	たぐち しょういち 田 口 昭一	(株)三井E&Sビジネスサービス 代表取締役社長
常勤監査役 常任監査役	いの しゅういち 猪野 修一	
監査役	まつ うら あきと 松浦 明人	明治海運(株) 監査役
監査役	はら だ ふみお 原田 文雄	

- (注) 1. 取締役平畑文興氏及び直江俊式氏は、社外取締役であります。なお、平畑文興氏及び直江俊式氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
2. 監査役松浦明人氏及び原田文雄氏は、社外監査役であります。なお、原田文雄氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
3. 2018年6月26日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって、取締役香西勇治氏は辞任により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を責任の限度としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	220,530千円
監査役	3名	36,266千円
合計	12名	256,796千円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度中に計上した役員退職慰労引当金繰入額76,616千円（取締役68,850千円、監査役7,766千円）を含んでおります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額24,840千円を支払っております。
3. 当事業年度中に係る賞与の支給はありません。
4. 取締役香西勇治氏及び田口昭一氏は無報酬のため上記には含めておりません。
5. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額24,000千円（うち社外取締役分1,500千円以内）であります。
(2012年6月26日開催の第108期定時株主総会決議)
6. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額5,000千円であります。
(1993年6月29日開催の第89期定時株主総会決議)

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役平畑文興氏は昭島ガス(株)代表取締役社長を兼務しておりますが、当社は同社との間に重要な取引関係はありません。また、同氏は昭島市商工会会長を兼務しており、当社は同会に加入しておりますが特別な関係はありません。

社外監査役松浦明人氏は、明治海運(株)監査役を兼務しておりますが、当社は同社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	平畑 文興	出席すべき取締役会14回中13回に出席し、適宜質問するとともに、必要に応じ主に経験豊富な経営者の視点から適切な意見を述べております。
社外取締役	直江 俊弉	出席すべき取締役会14回全てに出席し、適宜質問するとともに、必要に応じ主に弁護士としての専門的視点から適切な意見を述べております。
社外監査役	松浦 明人	出席すべき取締役会14回中13回、また、監査役会13回全てに出席し、必要に応じ主に監査部門に携わった経験から適切な意見を述べております。
社外監査役	原田 文雄	出席すべき取締役会14回全て、また、監査役会13回全てに出席し、必要に応じ主に経営企画部門に携わった経験から適切な意見を述べております。

(3) 報酬等の総額

① 社外役員への報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	4名	30,515千円

② 社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

IV. 会計監査人の状況

1. 名 称 明治アーク監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行し、名称をアーク有限責任監査法人に変更します。

2. 報酬等の額

	支 払 額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	28百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを検討して、会計監査人の報酬等について同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の決議内容

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において表記体制につき決議いたしました。本決議内容につきましては内容を適宜見直すことにいたしており、現在の決議内容は以下のとおりです。(最終改正決議日 2019年3月29日)

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

- (1) 当社は、取締役、従業員を含めた全構成員のための企業行動憲章を定め、反社会的勢力との関係遮断を宣し、そのための体制を整備するなど、コンプライアンスの推進に努める。
- (2) 財務報告の信頼性確保のため、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある会計処理に係る手続き及び組織体制を整備する。
- (3) 取締役会については、取締役会規程により、適切な運営を確保し、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。

また、コーポレートガバナンスを一層強化するため、当社及び子会社からなる企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性ある内部統制システム及びコンプライアンス体制の確立に努め、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。

- (4) 取締役会には監査役も出席し、決議に関し適法性並びに妥当性を監査する。
また、監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見を図る体制の整備とその是正に努める。
- (5) 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査基準及び監査方針に従い、各監査役が監査を行う。
- (6) 社外取締役の選任により、経営に対する監督強化を図る。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程等に基づき適切かつ効率的に保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制整備

- (1) 当社は、リスク管理に関する総合的な規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。子会社を含め予想されるリスクを認識・評価し、その回避・軽減等の適切な対応を図る。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置して迅速に対応し、損害の拡大の防止かつ最小限に止める体制を整備し、推進する。
- (3) 代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置する。監査部は、年間の監査計画に従って監査を実施するとともに、必要に応じ業務監査実施項目及び実施方法を見直す。
- (4) 監査部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、直ちに代表取締役、担当役付取締役、コンプライアンス委員会及び監査役に通報される体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われるため、取締役会は取締役会規程等に基づいて適正に開催し、その際には、取締役会規程に定められている事項はすべて取締役会に付議することを遵守し、経営判断に必要な資料を適正に配布する。
- (2) 社長、常勤取締役、その他関係部門長及び常勤監査役によって構成する経営会議を月2回程度の定時及び臨時に開催し、取締役会の決議を基に具体的な事項を決定する。
経営戦略の基本方針、中期及び短期経営計画、事業の再構築、新規事業分野への進出等経営に重大な影響を与える重要事項に関し、総合的に十分な審議のもとに意思決定するため、経営会議とは別に経営戦略会議を設置する。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織及び業務に関する規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きについて定める。
- (4) 業務執行についてはIT技術を最大限活用し、効率化を図るとともにシステムの監視機能を強化する。
- (5) 業務執行取締役は、各経営会議体にて審議、決定された方針に基づき、責任と権限をもって効率的な業務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回、取締役会に報告する。
- (6) 経営計画のマネジメントについては、取締役会において中期及び短期経営計画を決議し、各取締役がその達成に向け、担当する部門の立案した具体策の進捗状況を把握・管理し着実な実行を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章及びコンプライアンス推進規程を定める。
- (2) 担当取締役を委員長にコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の構築・維持・向上を推進するとともに、各組織に推進担当者を置いて、法令遵守及びモラル意識の向上のための体制を整備し、推進する。
- (3) 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を置き、業務監査を通じて法令、社内規程等の遵守状況を検証し、不備があれば指導・是正する。
- (4) 法令定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部相談窓口を整備する。
- (5) 当社は、財務情報その他経営に重大な影響を与える重要な企業情報の透明性と信頼性の確保に努め、関係法令及び金融商品取引所規則等に基づき開示を求められる企業情報について適時的確に開示する。
- (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部相談窓口の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求める。

6. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制整備

- (1) 子会社経営管理規程が、事業内容に応じて子会社の経営管理を担当する当社の所管部署を定める。また、同規程が定める決裁及び報告基準などに基づいて子会社の経営管理を行う。
- (2) 取締役は、子会社において、法令定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
- (3) 子会社において、業務又は業績に影響を与える重要な事項や、法令定款違反その他、コンプライアンス上問題があると認められる事案が発生した場合は、監査役又はコンプライアンス委員会事務局に速やかに報告する。コンプライアンス委員会事務局に報告があった場合は、直ちに監査役に報告する。
- (4) コンプライアンス委員会は子会社における業務の適正を確保することを目的とし、そのために子会社全てに適用する行動指針として、企業行動憲章及び企業行動規範を定め、この基本理念をもとに各子会社は法令遵守に努める。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で決定し、取締役からの独立性を確保する。

監査役補助者が兼務者の場合は、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないものとし、監査役補助者の所属長は、かかる兼務者の職務量やスケジュール配分に十分に配慮する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備

- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項、方法及び時期等についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 内部相談窓口の適切な運用を図り、法令定款違反その他のコンプライアンス上の問題が発生した場合には、監査役へ適切な報告がなされるための体制を整備する。また、相談者の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
- (3) 監査役は、必要に応じ、法律・会計等の専門家に相談することができ、その費用は業務遂行に係る経費を含め会社が負担する。
- (4) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
- (5) 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効性ある監査が行えるよう協力する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. コンプライアンス推進体制

- (1) 2019年1月に、職場におけるハラスメント全体を防止するために役職員が遵守すべき事項や防止するための措置等を定めたハラスメント防止規程を施行しました。同規程施行に伴い、就業規則を改正しました。
- (2) 当社ではコンプライアンス推進のため様々な研修等を行っております。階層別研修としては、新入社員に対し2018年4月にコンプライアンス導入教育を実施いたしました。また、新任係長には2019年2月から3月にかけてコンプライアンスに係る書籍及びWEBテストによるコンプライアンス教育を実施いたしました。さらに、コンプライアンス推進の部門責任者等を対象にコンプライアンス推進機構が実施する認定コンプライアンス・アドバイザー試験を受験させています。
- (3) コンプライアンスの啓蒙活動としては、毎月、社内向けホームページにコンプライアンスメールマガジンを掲載し役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。また、10月には、部門毎に当社企業行動憲章及び行動規範の読み合わせを実施いたしました。
- (4) 1年間の推進活動のまとめとして、2019年3月7日にコンプライアンス委員会を開催いたしました。当社取締役、監査役、監査部長、子会社社長等が出席し、当期のコンプライアンス推進活動の実施状況を報告し、次期の実施計画を協議いたしました。

2. リスク管理体制

- (1) 2018年12月18日に全社リスク管理委員会を開催いたしました。当社取締役、監査役等が出席し、当社及び子会社のリスク管理状況を再確認するとともに、当社各事業部門及び子会社のリスク対応について審議いたしました。
- (2) 当社は、大地震等発生時の行動マニュアルとして、「災害等対応マニュアル」及び「危機管理マニュアル」を整備しており、2018年6月に役員の異動に伴い「危機管理マニュアル」を改正いたしました。また、当社は大地震等の発生の際に役職員の安否状況を迅速に把握するために安否確認システムを導入しており、2018年9月及び2019年3月に応答訓練を実施いたしました。

3. 取締役の職務執行状況

- (1) 当期においては取締役会は14回開催され、取締役会規程に基づき経営方針、予算の策定等経営に関する重要事項の審議を行うとともに、業務執行取締役がその担当する部門の業務報告を3ヵ月に1回実施いたしました。社外取締役は取締役会において専門的な知識と豊富な経営経験から意見を述べ、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めております。
- (2) 財務報告の信頼性確保のために、「財務報告に係る内部統制評価運用要領」に基づき、財務報告に係る内部統制（全社的な内部統制、決算財務プロセス統制、業務プロセス統制及びIT全般統制）の自己評価及び監査部評価を行い、取締役会等に報告いたしました。
- (3) 2018年度経営計画につきましては、毎月開催している業績会議においてフォローアップを行い、事業環境変化等への対応方法について協議いたしました。

4. 監査役の職務執行状況

- (1) 当期において監査役会は13回開催され、2018年度の監査方針及び監査計画は2018年6月開催の監査役会において協議のうえ策定し、2018年7月開催の取締役会において報告されました。
- (2) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき、経営会議、業績会議等社内の重要会議に出席する他、取締役と面談を行い、取締役の職務執行の法令及び定款等への適法性、遵守性並びに有効性及び効率性について監査を行いました。また、代表取締役に監査方針及び監査計画を説明する他、中間及び期末の監査報告を行う等、適宜意見交換を行い、取締役会に報告しました。
- (3) 監査役は、会計監査人及び監査部との三様監査情報交換会を開催し、監査活動等について意見交換を行いました。また、監査役の教育研修費用等はすべて当社が負担しています。
- (4) 非業務執行取締役と監査役の連携強化のため、2018年9月及び2019年3月に意見交換会を開催し、取締役会の運営状況や他社事例についての意見交換等を行いました。
- (5) 監査役補助者として監査部員から1名が任命され、規定により独立性が確保されています。
- (6) 監査役は監査部長とともに内部相談窓口になっており、相談者に一切の不利益がないよう規定され、運用しています。また、取締役及び使用人から監査役への報告規程があり必要な時期に報告を受けています。

5. 内部監査体制

監査部は、内部監査計画に基づき当社各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査等を実施し、その結果を取締役会及び2019年3月開催のコンプライアンス委員会に報告いたしました。2018年度におきましては、定時監査のほか、「従業員のコンプライアンス意識（アンケート）調査の実施」、「ドキュメントの効率的利用環境整備の実効性評価について」及び「主要業務委託先の内部統制環境の調査及び啓発について」をテーマに監査を行いました。

6. 子会社の管理体制

当社子会社については子会社経営管理規程に基づき、重要事項を決定する前に当社の経営会議及び取締役会において審議または報告が行われております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	16,001,836	流動負債	10,829,068
現金及び預金	4,692,729	支払手形及び買掛金	1,770,869
関係会社預け金	1,786,500	1年以内に返済予定の長期借入金	4,600,000
受取手形及び売掛金	5,949,079	未払法人税等	513,493
商品及び製品	727,609	賞与引当金	408,493
仕掛品	1,182,287	工事損失引当金	10,523
原材料及び貯蔵品	926,553	その他の引当金	3,239
その他	752,540	その他	3,522,449
貸倒引当金	△15,464	固定負債	17,817,295
固定資産	47,130,626	長期借入金	5,760,000
有形固定資産	38,974,472	受入敷金保証金	4,539,387
建物及び構築物	23,165,245	退職給付に係る負債	5,587,870
機械装置及び運搬具	1,672,682	役員退職慰労引当金	461,131
工具器具備品	392,522	繰延税金負債	1,191,200
土地	13,333,815	その他	277,706
建設仮勘定	284,738	負債合計	28,646,364
リース資産	125,467	(純資産の部)	
無形固定資産	125,116	株主資本	30,751,270
投資その他の資産	8,031,037	資本金	4,949,812
投資有価証券	7,406,444	資本剰余金	8,977,989
繰延税金資産	193,287	利益剰余金	17,201,954
その他	544,013	自己株式	△378,485
貸倒引当金	△112,708	その他の包括利益累計額	3,734,828
		その他有価証券評価差額金	3,526,310
		為替換算調整勘定	21,332
		退職給付に係る調整累計額	187,185
		純資産合計	34,486,099
資産合計	63,132,463	負債及び純資産合計	63,132,463

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		25,404,608
売上原価		18,476,381
売上総利益		6,928,226
販売費及び一般管理費		4,540,813
営業利益		2,387,412
営業外収益		
受取利息及び配当金	112,662	
その他の営業外収益	46,215	158,878
営業外費用		
支払利息	106,124	
その他の営業外費用	223,223	329,347
経常利益		2,216,943
特別利益		
固定資産売却益	51	51
特別損失		
固定資産除売却損	171,952	
減損損失	195,400	
投資有価証券評価損	31,004	398,357
税金等調整前当期純利益		1,818,637
法人税、住民税及び事業税	755,140	
法人税等調整額	△183,295	571,845
当期純利益		1,246,792
親会社株主に帰属する当期純利益		1,246,792

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
2018年4月1日残高	4,949,812	8,977,989	16,313,924	△378,436	29,863,289
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△358,762	—	△358,762
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,246,792	—	1,246,792
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△48	△48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	888,030	△48	887,981
2019年3月31日残高	4,949,812	8,977,989	17,201,954	△378,485	30,751,270

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
	千円	千円	千円	千円	千円
2018年4月1日残高	3,912,710	57,277	210,583	4,180,571	34,043,860
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△358,762
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	1,246,792
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△386,400	△35,944	△23,398	△445,742	△445,742
連結会計年度中の変動額合計	△386,400	△35,944	△23,398	△445,742	442,238
2019年3月31日残高	3,526,310	21,332	187,185	3,734,828	34,486,099

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科 目 (資産の部)	金 額 千円	科 目 (負債の部)	金 額 千円
流動資産	12,812,593	流動負債	9,465,083
現金及び預金	2,870,399	買掛金	930,961
関係会社預け	1,786,500	1年以内に返済予定の長期借入金	4,600,000
受取手形	586,266	リース負債	55,865
売掛金	4,490,880	未払法人税等	1,284,315
製品	299,919	未払人費	471,152
仕掛品	1,131,368	未払受取金	1,330,104
原材料及び貯蔵品	858,512	前受取金	454,757
前払費用	67,463	賞与引当金	41,987
未収入金	692,539	工事損失引当金	285,417
その他金	43,070		10,523
貸倒引当金	△14,328	固定負債	17,132,067
固定資産	48,251,802	長期借入金	5,760,000
有形固定資産	39,752,553	退職給付引当金	77,969
建物	20,175,839	職退職慰労引当金	5,207,120
構築物	2,826,070	入延税金保証券負債	419,743
機械装置	1,625,382	長期前受取	4,457,543
車両及び運搬具	19,906	長期前受取	1,060,133
工具器具備品	306,201	負債合計	84,435
土地	14,426,402		65,121
建物	90,869	(純資産の部)	30,940,935
建設仮勘定	281,880	株主資本	4,949,812
無形固定資産	90,225	資本剰余金	8,977,989
ソフトウェア	22,479	資本剰余金	6,218,555
リース資産	24,780	利益剰余金	2,759,433
その他の資産	42,965	利益剰余金	17,391,619
投資有価証券	8,409,023	特別当償準備	564,126
関係会社株	7,403,465	固定資産	16,827,492
長期貸付	483,479	別当償準備	171,755
破産更生債権	615,800	固定資産	53,480
長期前払費用	11,650	別当償準備	3,986,112
公共施設負担支出	28,535	固定資産	5,153,000
その他金	117,182	別当償準備	7,463,144
貸倒引当金	161,628	自己株式	△3,784,485
	△412,719	評価・換算差額等	3,526,310
		その他有価証券評価差額金	3,526,310
資産合計	61,064,395	純資産合計	34,467,245
		負債及び純資産合計	61,064,395

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		21,514,334
売上原価		16,232,723
売上総利益		5,281,611
販売費及び一般管理費		3,018,885
営業利益		2,262,725
営業外収益		
受取利息及び配当金	269,707	
その他の営業外収益	46,926	316,633
営業外費用		
支払利息	105,044	
その他の営業外費用	294,091	399,136
経常利益		2,180,222
特別損失		
固定資産除売却損	171,234	
減損損失	195,400	
投資有価証券評価損	31,004	397,638
税引前当期純利益		1,782,583
法人税、住民税及び事業税	682,803	
法人税等調整額	△193,153	489,650
当期純利益		1,292,933

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
	千円	千円	千円	千円
2018年4月1日残高	4,949,812	6,218,555	2,759,433	8,977,989
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
2019年3月31日残高	4,949,812	6,218,555	2,759,433	8,977,989

	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		そ の 他 利 益 剰 余 金		
	千円	千円	千円	千円
2018年4月1日残高	564,126	171,755	80,220	3,065,560
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	△26,740	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	△273,005
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	1,193,557
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△26,740	920,551
2019年3月31日残高	564,126	171,755	53,480	3,986,112

	株 主 資 本			利益剰余金合計
	利 益 剰 余 金			
	そ の 他 利 益 剰 余 金			
	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2018年4月1日残高	千円 1,193,557	千円 5,153,000	千円 6,229,228	千円 16,457,448
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	△358,762	△358,762
特別償却準備金の取崩	-	-	26,740	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	273,005	-
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	△1,193,557	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	△1,193,557	-	1,193,557	-
当期純利益	-	-	1,292,933	1,292,933
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	△1,193,557	-	1,233,916	934,171
2019年3月31日残高	-	5,153,000	7,463,144	17,391,619

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日残高	千円 △378,436	千円 30,006,812	千円 3,912,710	千円 3,912,710	千円 33,919,523
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	△358,762	-	-	△358,762
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	-	-	-	-	-
当期純利益	-	1,292,933	-	-	1,292,933
自己株式の取得	△48	△48	-	-	△48
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	△386,400	△386,400	△386,400
事業年度中の変動額合計	△48	934,122	△386,400	△386,400	547,722
2019年3月31日残高	△378,485	30,940,935	3,526,310	3,526,310	34,467,245

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

昭和飛行機工業株式会社
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 三島徳朗 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 島田剛維 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和飛行機工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和飛行機工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

昭和飛行機工業株式会社
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 三島徳朗 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 島田剛維 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和飛行機工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、市場金利等から判断して一般の取引条件と同様であるため、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

昭和飛行機工業株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）猪野修一 ㊟

社外監査役 松浦明人 ㊟

社外監査役 原田文雄 ㊟

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、継続的な企業価値の向上による適切な利益還元を重要な経営課題の一つと考え、長期的に安定配当を維持することを基本とし、業績動向等も勘案の上、配当を行う方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績と経営環境を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円

総額163,073,580円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

(なお、当期は1株につき5円の間配当を実施いたしましたので、年間の配当金は1株につき10円となります。)

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって現取締役全員（10名）が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		地位及び役職	取締役会出席状況
1	再任	たぬま ちあき 田 沼 千 明	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	再任	ふくもち かつのすけ 福 持 克 之 助	専務取締役 社長補佐及び開発推進部門担当	100% (14回/14回)
3	再任	おがわ ひでひこ 小 川 英 彦	常務取締役 リアルエステート事業部長	100% (14回/14回)
4	再任	とみ た よしひこ 富 田 義 彦	常務取締役 管理部門長兼監査部門、調達部門 担当	100% (14回/14回)
5	再任	まさ き あきら 正 木 晶	常務取締役 輸送・機器事業部長	92.8% (13回/14回)
6	再任	きの した たかひさ 木 下 尚 久	取締役 管理部門副部門長兼同経理・財務 部長兼同情報システム部長	100% (14回/14回)
7	再任	は せ い まこと 長 谷 井 誠	取締役 輸送・機器事業部副事業部長	100% (14回/14回)
8	再任	ひら はた ふみおき 平 畑 文 興	取締役	92.8% (13回/14回)
9	再任	なお え しゅんすけ 直 江 俊 弉	取締役	100% (14回/14回)
10	再任	た ぐち しやういち 田 口 昭 一	取締役	100% (11回/11回)

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 田口昭一氏については、当社取締役に就任した2018年6月26日以降に開催された取締役会に関する出席状況を記載しております。

1 ^{たぬま}田沼 ^{ちあき}千明 (1953年9月18日生)

再任

所有する当社株式数
12,200株

略歴、地位、担当

1977年4月	三井信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入行	2012年4月	理事管理本部副本部長兼同経営企画部長
2000年4月	中央三井信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 大阪支店不動産部長	2012年6月	取締役管理本部副本部長兼同経営企画部長
2004年1月	同行本店法人営業第一部長	2014年4月	常務取締役管理本部長兼監査部門及び労政担当
2010年4月	当社入社 理事リアルエステート事業部副事業部長兼同業務管理部長兼同事業開発室長	2015年4月	代表取締役社長就任、現在に至る。
2011年4月	理事リアルエステート事業本部副本部長兼同賃貸施設事業部長		

重要な兼職

該当なし

取締役候補者とする理由

信託銀行における幅広い業務経験を有し、当社入社以来、リアルエステート事業部門及び管理部門において要職を務め、2012年6月より取締役として、2015年4月より代表取締役社長として当社経営の中枢を担っております。

このような豊富な経験と実績を踏まえ、当社の今後の中長期的な企業価値向上に向けた経営への貢献を期待できると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

田沼千明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2

ふくもちかつのすけ
福持克之助

(1954年2月19日生)

再任

所有する当社株式数
4,700株**略歴、地位、担当**

1984年 8月	当社入社	2009年 6月	取締役リアルエステート事業部長
1996年10月	昭和の森エンタープライズ(株)取締役社長室長	2011年 4月	取締役リアルエステート事業本部長兼同RE開発事業本部長兼同新規事業開発部長
1999年 7月	同社常務取締役	2012年 4月	取締役リアルエステート事業本部長
2001年 1月	昭和の森ゴルフコース(株)代表取締役	2013年 6月	常務取締役リアルエステート事業本部長
2002年 8月	アーバンリゾーツ昭和の森(株)常務取締役	2016年 4月	常務取締役リアルエステート事業部長
2005年 4月	ハーレーダビッドソン昭和の森(株)代表取締役	2017年 4月	専務取締役社長補佐及び開発推進部門担当就任、現在に至る。
2008年 4月	当社理事、リアルエステート事業部長		

重要な兼職

該当なし

取締役候補者とする理由

当社子会社における要職を歴任し、2008年以降はリアルエステート事業部門の責任者として重要な業務執行を行っており、取締役就任後は経営の意思決定及び監督に務めてまいりました。

このような豊富な経験と実績を踏まえ、当社の今後の中長期的な企業価値向上に向けた経営への貢献を期待できると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

福持克之助氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3 おがわ ひでひこ
小川 英彦 (1956年10月28日生)

再任

所有する当社株式数
3,000株

略歴、地位、担当

1981年 4月	当社入社	2014年 6月	取締役リアルエステート事業本部副本部長兼同RE開発事業部長兼同新規事業開発部長
2002年 4月	航空機器事業部営業部長		
2008年 6月	監査部長		
2012年 4月	リアルエステート事業本部副本部長兼同RE開発事業部長兼同新規事業開発部長	2015年 4月	取締役リアルエステート事業本部副本部長兼同RE開発事業部長
2012年 6月	理事リアルエステート事業本部副本部長兼同RE開発事業部長兼同新規事業開発部長	2016年 4月	取締役リアルエステート事業部副事業部長
2012年10月	理事リアルエステート事業本部副本部長兼同RE開発事業部長	2017年 4月	常務取締役リアルエステート事業部長就任、現在に至る。

重要な兼職

該当なし

取締役候補者とする理由

当社製造部門、監査部門及びリアルエステート事業部門における豊富な業務経験を有し、取締役就任後は経営の意思決定及び監督に務めてまいりました。

このような豊富な経験と実績を踏まえ、当社の今後の中長期的な企業価値向上に向けた経営への貢献を期待できると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

小川英彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

4

とみた よしひこ
富田 義彦

(1957年1月14日生)

再任

所有する当社株式数
1,900株**略歴、地位、担当**

1979年4月	三井信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入行	2012年6月	理事リアルエステート事業本部副本部長兼同賃貸施設事業部長
2003年7月	中央三井信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 名古屋支店営業第二部長	2014年4月	理事管理本部副本部長兼同経営企画部長
2006年7月	中央三井アセット信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 年金営業第一部長	2014年6月	取締役管理本部副本部長兼同経営企画部長
2011年12月	当社入社 管理本部経営企画部長	2016年4月	取締役管理部門副部門長兼同経営企画部長
2012年4月	リアルエステート事業本部副本部長兼同賃貸施設事業部長	2017年4月	常務取締役管理部門長兼監査部門、調達部門担当就任、現在に至る。

重要な兼職

該当なし

取締役候補者とする理由

信託銀行における幅広い業務経験を有し、当社入社以来、管理部門及びリアルエステート事業部門において要職を歴任し、取締役就任後は経営の意思決定及び監督に務めてまいりました。

このような豊富な経験と実績を踏まえ、当社の今後の中長期的な企業価値向上に向けた経営への貢献を期待できると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

富田義彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

5 まさき あきら
正木 晶 (1955年8月12日生) 再任 所有する当社株式数
2,200株

略歴、地位、担当

1980年4月	当社入社	2015年4月	理事輸送・機器事業本部副本部長兼同生産事業部長
2007年2月	輸送機器事業部品質保証部長	2015年6月	取締役輸送・機器事業本部副本部長兼同生産事業部長
2011年4月	輸送・機器事業本部生産事業部品質保証部長	2016年4月	取締役輸送・機器事業部副事業部長（総括）
2012年6月	理事輸送・機器事業本部生産事業部品質保証部長	2017年4月	常務取締役輸送・機器事業部長 就任、現在に至る。
2014年4月	理事輸送・機器事業本部生産事業部特車・特機総括部長		

重要な兼職

該当なし

取締役候補者とする理由

当社製造部門において品質保証部長、特車・特機総括部長等の要職を歴任し、取締役就任後は経営の意思決定及び監督に務めてまいりました。

このような豊富な経験と実績を踏まえ、当社の今後の中長期的な企業価値向上に向けた経営への貢献を期待できると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

正木晶氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

6

きのした たかひさ
木下 尚久

(1957年7月29日生)

再任

所有する当社株式数
3,800株**略歴、地位、担当**

1980年4月	当社入社	2016年4月	理事管理部門経理・財務部長
2005年12月	中山産業(株) (現 (株)メトス) 出向	2017年6月	取締役管理部門副部門長兼同経理・財務部長
2009年7月	当社経理・財務部長	2018年4月	取締役管理部門副部門長兼同経理・財務部長兼同情報システム部長就任、現在に至る。
2011年4月	管理本部経理・財務部長		
2013年6月	理事管理本部経理・財務部長		

重要な兼職

該当なし

取締役候補者とする理由

当社経理・財務部門における豊富な業務経験を有し、取締役就任後は経営の意思決定及び監督に務めてまいりました。

このような豊富な経験と実績を踏まえ、当社の今後の中長期的な企業価値向上に向けた経営への貢献を期待できると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

木下尚久氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

7 ^{は せ い}長谷井 ^{まこと}誠 (1960年3月20日生)

再任

所有する当社株式数
3,400株

略歴、地位、担当

1983年4月	三井造船(株)(現(株)三井E&Sホールディングス)入社	2015年7月	同社理事
2009年6月	同社船舶・艦艇事業本部千葉造船工場製造部長	2015年10月	当社出向 理事管理本部長補佐
2011年10月	同社船舶・艦艇事業本部企画管理部主管	2016年1月	理事輸送・機器事業本部生産事業部長補佐
2013年6月	同社経営企画部主管兼経営企画部グローバル戦略室長兼IR室主管	2016年4月	理事輸送・機器事業部副事業部長
		2017年6月	取締役輸送・機器事業部副事業部長就任、現在に至る。

重要な兼職

該当なし

取締役候補者とする理由

(株)三井E&Sホールディングス及び当社製造部門における豊富な業務経験を有し、取締役就任後は経営の意思決定及び監督に務めてまいりました。

このような豊富な経験と実績を踏まえ、当社の今後の中長期的な企業価値向上に向けた経営への貢献を期待できると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

長谷井誠氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

8

ひらはた 文興
ふみおき

(1943年9月7日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式数
0株

略歴、地位、担当

1966年4月	昭島ガス(株)入社	1980年5月	同社代表取締役社長就任、現在に至る。
1969年2月	同社常務取締役		
1971年2月	同社専務取締役	2006年6月	当社取締役就任、現在に至る。

重要な兼職

昭島ガス(株) 代表取締役社長
昭島市商工会会長

社外取締役候補者とする理由

平畑文興氏は、現在昭島ガス(株)の代表取締役社長の職にあり、経営者としての豊富な知識・経験を生かし、当社の経営全般に対する確かな助言をいただくことで、経営体制を更に強化できると判断し、2006年6月より社外取締役を務めていただいております。

このような実績を踏まえ、経営の透明性と健全性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に寄与することが期待できると判断し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、平畑文興氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって13年間であります。

また、平畑文興氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

特別の利害関係

平畑文興氏は昭島ガス(株)代表取締役社長を兼務しておりますが、当社は同社との間に重要な取引関係はありません。また、同氏は昭島市商工会会長を兼務しており、当社は同会に加入しておりますが特別な関係はありません。

責任限定契約について

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当社は、会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。本総会において平畑文興氏の就任が承認された場合、当社は同氏と同様の契約を締結する予定であります。

9 なお え しゅんすけ 直江 俊弑 (1977年1月8日生) 再任 社外 独立 所有する当社株式数 0株

略歴、地位、担当

- 2007年9月 弁護士登録
直江法律事務所入所、現在に至る。
- 2016年6月 当社取締役就任、現在に至る。

重要な兼職

該当なし

社外取締役候補者とする理由

直江俊弑氏は弁護士として企業法務やコンプライアンス・内部統制等の深い専門的な知識・経験を有し、公正な立場から経営を監督していただけると判断し、2016年6月より社外取締役を務めていただいております。

このような実績を踏まえ、経営の透明性と健全性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に寄与することが期待できると判断し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、直江俊弑氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年間です。

また、直江俊弑氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

特別の利害関係

直江俊弑氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当社は、会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。本総会において直江俊弑氏の就任が承認された場合、当社は同氏と同様の契約を締結する予定であります。

10 たぐち しょういち
田口 昭一 (1958年4月9日生)

再任

所有する当社株式数
0株

略歴、地位、担当

1985年4月	三井造船(株) (現 (株)三井E&Sホールディングス) 入社	2015年4月	同社執行役員
2006年3月	同社機械・システム事業本部 機械工場業務管理部長	2016年4月	同社常務執行役員 玉野事業所 長、社長特命事項 (製造部門総 括)
2007年7月	同社経営企画部主管	2018年3月	(株)三井E&Sビジネスサービス 代表取締役社長就任、現在に至 る。
2013年6月	同社機械システム事業本部 機械工場長	2018年6月	当社取締役就任、現在に至る。
2014年4月	同社理事		

重要な兼職

(株)三井E&Sビジネスサービス 代表取締役社長

取締役候補者とする理由

(株)三井E&Sホールディングスにおいて製造部門及び経営企画部の要職を歴任し、2018年3月から(株)三井E&Sビジネスサービス 代表取締役社長を務めております。このような豊富な経験及び知識を生かし、当社経営体制の更なる強化、経営の透明性と健全性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に寄与することが期待できると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

(株)三井E&Sホールディングスは実質的に当社の株式21,372千株 (出資比率65.53%) を所有する親会社であり、当社は同社に当社所有不動産を賃貸しております。また、当社は同社にCMS預貸制度に基づき資金の預入を行っています。当社と(株)三井E&Sビジネスサービスの間には重要な取引その他の関係はありません。

責任限定契約について

取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) と当社は、会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。本総会において田口昭一氏の就任が承認された場合、当社は同氏と同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役猪野修一氏及び原田文雄氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

1	いの しゅういち 猪野 修一 (1955年2月22日生)	再任	所有する当社株式数 10,100株
略歴、地位			
1977年4月	当社入社	2008年6月	取締役企画部長兼技術開発関係担当
2002年4月	ライフサポート機器事業部製造部長	2011年6月	監査役
2005年4月	執行役員、輸送機器事業部エンジニアリング部長	2012年6月	常任監査役就任、現在に至る。
2006年6月	理事、輸送機器事業部エンジニアリング部長		
重要な兼職			
該当なし			
監査役候補者とする理由			
当社製造部門における豊富な業務経験を有し、2011年6月の監査役就任後は経営全般に対する確に監査を実施しております。			
このような豊富な経験と実績を踏まえ、監査役会の強化が期待できると判断し、引き続き当社の監査役として選任をお願いするものであります。			
特別の利害関係			
猪野修一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。			

2 はらだ ふみお
原田 文雄

(1954年12月30日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式数
0株**略歴、地位**

1979年 4月	立川スプリング(株) (現 (株)タチエス) 入社	2009年 4月	同社執行役員 経営統括副部門長、車種企画部長、原価・車種企画担当
2001年 4月	同社経営企画チーム 主幹		
2003年 4月	同社経営企画チーム チームリーダー	2010年 4月	同社顧問
		2010年 6月	同社常勤監査役
2006年 4月	同社総務部 部長	2015年 6月	当社監査役就任、現在に至る。
2008年 4月	同社執行役員 経営統括副部門長、経営企画室長、内部統制推進室長、経営企画担当		

重要な兼職

該当なし

社外監査役候補者とする理由

(株)タチエスの役員としての経営経験を有し、2015年6月の当社監査役就任後は経営全般に對し的確に監査を実施しております。

このような豊富な経験と実績を踏まえ、監査役会の強化が期待できると判断し、引き続き当社の監査役として選任をお願いするものであります。なお、原田文雄氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。

また、原田文雄氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

特別の利害関係

原田文雄氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

責任限定契約について

社外監査役と当社は、会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。本総会において原田文雄氏の就任が承認された場合、当社は同氏と同様の契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、松井尚純氏は社外監査役候補者であります。法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えた候補者であり、社外監査役の補欠に限定されるものではありません。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

まつい 松井	なおずみ 尚純	(1960年10月25日生)	社外	独立	所有する当社株式数 0株
------------------	-------------------	----------------	----	----	-----------------

略歴、地位

1985年4月	(株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行	2016年4月	タチエス エンジニアリング U.S.A., Inc. 出向 ジェネラルマネージャー
2009年10月	同行監査部上席考査役		
2012年7月	(株)タチエス入社	2018年4月	(株)タチエス経営統括部門ジェネラルマネージャー
2013年1月	公認会計士登録		
2013年4月	同社関係会社管理部長	2018年6月	同社常勤監査役就任、現在に至る。
2014年4月	同社事業総括部長		
2015年4月	同社財務部長		

重要な兼職

(株)タチエス 常勤監査役

補欠の社外監査役候補者とする理由

公認会計士として財務会計等に関する豊富な専門知識を有し、(株)三井住友銀行及び(株)タチエスでの要職を務めた経験から、当社監査役に就任した場合、その役割を十分に果たすことが期待できると判断し、当社の補欠の社外監査役候補者といたしました。

また、松井尚純氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

特別の利害関係

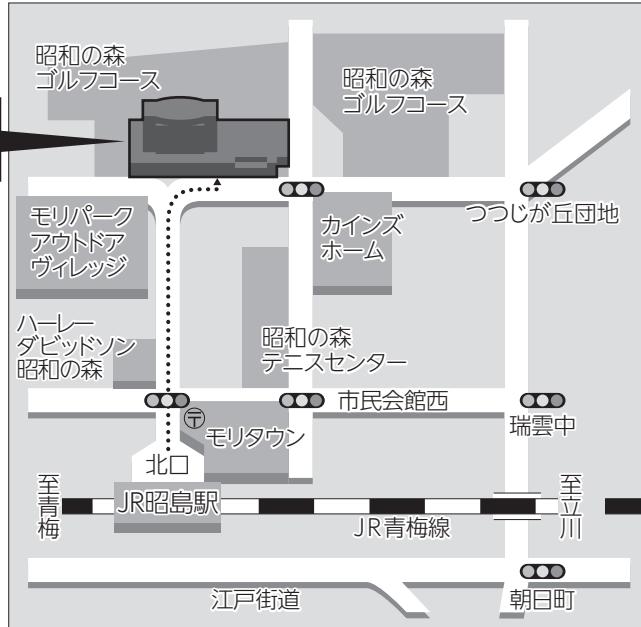
松井尚純氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

責任限定契約について

社外監査役と当社は、会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。松井尚純氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏と同様の契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図



東京都昭島市拝島町4017-3

フォレスト・イン 昭和館

1階「桜林」

電話番号042-542-1234(代)

—交通のご案内—

●電車をご利用の場合

東京駅よりJR中央線・青梅線の特別快速にて約1時間

JR青梅線「昭島駅」下車、北口より徒歩約7分です。

※シャトルバスを運行しております。

(昭島駅発 9時10分、40分)

●お車をご利用の場合

中央自動車道「八王子I.C.」より約20分です。

中央自動車道「国立府中I.C.」より約30分です。

圏央道「あきる野I.C.」より約20分です。

国道16号、五日市街道、新(旧)奥多摩街道等の幹線道路のご利用も便利です。



環境に配慮した
FSC®認証紙を
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。